

■県からの回答

委員	意見	回答
菊地立委員	<p>宮城県について、今後下記の事項に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県廃棄物対策課は、今回のように簡易調査を許容する場合については、専門委員に対し、生活環境影響調査の実施前にきちんと説明を行うべきであった。 ・県環境影響評価条例に定める調査では、環境影響評価技術指針に調査を簡略化できる場合について規定している。廃棄物処理施設の許可申請についても同様に規程を設けることを検討してはいかがか。 	<p>本件申請は、取り扱う廃棄物の性状が汚泥から混合物（汚泥と廃プラスチック類）に変化したためになされたものであり、施設そのものには全く変更がなく、過去になされた生活環境影響調査の内容が使用できること、申請者が県及び周辺市町と公害防止協定を締結し法規制値よりも厳しい協定値により環境負荷の管理を実施していること、環境負荷項目の自主検査結果を月1回の頻度で県に報告し、また、大気質に関しては県の常時監視対象となっており申請者は環境負荷の状況について十分に把握していることにより特例として生活環境影響調査の簡略化を認めたものです。</p> <p>県では、原則として簡略化を認めないこととし、本件のような特殊な事例に限りケースバイケースで判断していきたいと考えています。</p> <p>なお、今後簡易調査を許容する場合は、事前に委員に相談したいと考えております。</p>
徳田昌則委員	<p>本委員会の中での議論に関連して、県の全体的な生活環境影響把握に関して参考意見を、述べさせていただきます。</p> <p>生活環境調査に関しては、主要な発生源を対象に常時監視システムが活動しており、全般的には良好な生活環境にあることが示されており、問題のないことが窺われます。</p> <p>ただし、これらの常時監視体制の年間を通じての有効性については、例えば風配図から読み取れる一般傾向から判断しても、不安があることは、むしろ当然と思われれます。</p> <p>そこで、監視局による状況把握が難しい時期に、数年に一回の頻度でよいと思いますが、移動測定装置を活用して、代表的な成分について補足測定を行い、データをもって、不安を払拭しておくことを検討していただければと思います。</p>	<p>今後、機会をとらえて、補足測定の実施を検討します。</p>